

プロジェクトマネジメント義務の限界

Limitation of legal effect of project management

豊田訓久・マネジメント分科会・情報セキュリティ大学院大学

In recent years, troubles increased between software developers and the ordering companies. Cases that question the project management breach of duty when the system development has been stalled in the middle, has been attracting attention. Many services are being provided using information systems. As the importance of systems in business increases, the success or failure of system development has a major impact on the economic activities of companies.

So, I will compare the case law of the national health insurance union vs. vendors and Suruga Bank vs. Japan IBM, and examine the legal nature of the project management duties. After presenting the limits, we propose the ideal form of project management obligation and the role of ordering party.

研究の背景と目的

- ・ビジネスにおけるシステムの重要性が高まる中で、システム開発は失敗が許されないものになってきている
- ・システムが大規模になるにつれ、システム開発業者と発注者との間でのトラブルが増加している
- ・裁判において「開発業者のプロジェクトマネジメント義務違反」を問う判決が登場

新たな概念である「プロジェクトマネジメント義務」の法的性質を、国民健康保険組合事件およびスルガ銀行対日本IBM 事件の判例を中心に検証し、同義務の範囲とそれを踏まえた上での発注者の役割について研究する

新たな概念の発生

- ・債務不履行
 - 納期までにシステムが完成しない
 - 仕様で定めた性能を発揮しない
- ・瑕疵担保責任
 - ソフトウェアの不具合 (バグ)

新たにプロジェクトマネジメント義務という概念が導入され、義務違反を問う判決が下されている

- ・国民健康保険組合事件
- ・スルガ銀行対日本IBM事件

システム開発の特殊性と義務の必要性

- ・システム開発の特殊性
 - 契約時における仕様の未確定
 - 一括契約の多用
 - 発注者とベンダ間の情報非対称性
- ・紛争が生じやすい
 - 契約の成立自体が争いとなる
 - 開発対象の範囲が争いとなる
 - 契約の法的性質・形態が争われる

ベンダの「専門家としてのプロジェクト管理」や、発注者の「開発への協力」といった契約書に明記されていない責務を認める判決の発生

- ・国民健康保険組合事件 (東京地裁平成16年3月10日判決)
判決上「プロジェクトマネジメント義務」として整理・表現
- ・スルガ銀行対日本IBM事件 (東京地裁平成24年3月29日判決/控訴審)
上記の「プロジェクトマネジメント義務」を引用・適用

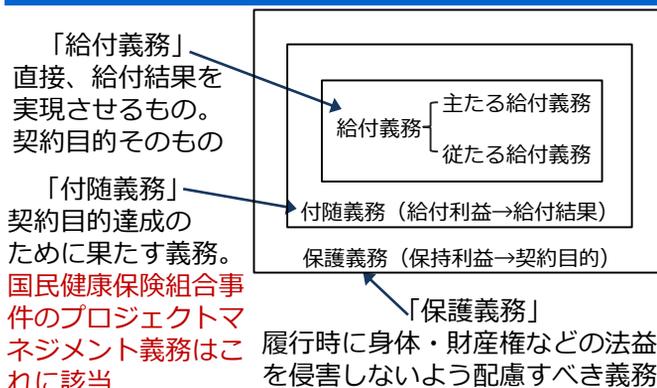
国民健康保険組合事件

- ・ベンダが負うべき義務として「プロジェクトマネジメント義務」があると明言 (注文者の義務として「協力義務」があると明言)
- ・プロジェクトマネジメント義務の内容
 - 進捗を管理する義務 (契約した内容で納期までに)
 - 阻害要因を排除する義務 (課題に適切に対処)
 - 発注者を管理する義務 (開発を妨げないよう働きかけ)

スルガ銀行対日本IBM事件

- ・プロジェクトマネジメント義務違反を**不法行為**と認定
- ・プロジェクトマネジメント義務違反の根拠
 - パッケージ (Corebank) の検証・検討が不十分
 - 適切な開発方法を採用したとも言えない
 - 最終合意書の尊重を表明しつつ個別契約の支払いを受けつつ、後になって金額増額 (最終合意書に反する内容) を申し出た
 - 十分な検証をせず「別パッケージ」を再提案

契約上の義務の分類と構造



義務の限界と発注者の役割

- ・付随義務と保護義務の違反は、債務不履行の帰責事由となるが、独立した訴求はできない
- ・不法行為は、被害者救済のため、一定の要件のもと、加害者に対する請求権を被害者に付与するものである

判例上示されたプロジェクトマネジメント義務では、事後的にしか救済されない

システム開発の成否が、企業活動に与える影響が大きくなってきている。発注者の果たすべき役割として、プロジェクトマネジメント義務を契約上の義務のうち給付義務として位置づけていく必要がある。